

添付書類

平成18年度

事業報告書

独立行政法人

交通安全環境研究所

1 研究所の現況

(1) 業務の範囲

イ 研究所の設置目的（独立行政法人交通安全環境研究所法第3条）

運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

ロ 研究所の業務の範囲（独立行政法人交通安全環境研究所法第12条）

- 一 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第四十六条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第六十三条の三第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。
- 四 道路運送車両法第75条の4第1項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 事務所の所在地

調 布 本 所 東京都調布市深大寺東町7丁目42-27
自動車試験場 埼玉県熊谷市御稜威ヶ原1-1

(3) 資本金の状況

22,624,508千円（前事業年度末時からの増減0）
うち 一般勘定 5,460,587千円
審査勘定17,163,921千円

(4) 役員の状況

イ 定数

理事長1人、理事1人、監事2人（独立行政法人交通安全環境研究所法第6条）

□ 氏名、役職、任期及び経歴 (H19. 6. 1現在)

氏名	役職	任期	経歴
大橋 徹郎	理事長	2年	(前職) 新日本製鉄(株) 副社長 H15. 4. 1付当法人理事長に就任 H17. 4. 1付当法人理事長に再任 H19. 4. 1付当法人理事長に再任
野田 明	理事	2年	(前職) 当法人環境研究領域長 H16. 12. 2付辞職 H16. 12. 3付当法人理事に就任 H17. 4. 1付当法人理事に再任 H19. 4. 1付当法人理事に再任
福島 義章	監事(非常勤)	2年	(前職) (社)日本船主協会理事長 H17. 6. 29付当法人監事に就任 (兼務) (株)ゼイール東日本都市開発 常勤監査役 H19. 4. 1付当法人監事に再任
長谷部 繁	監事(非常勤)	2年	公認会計士 H19. 4. 1付当法人監事に就任

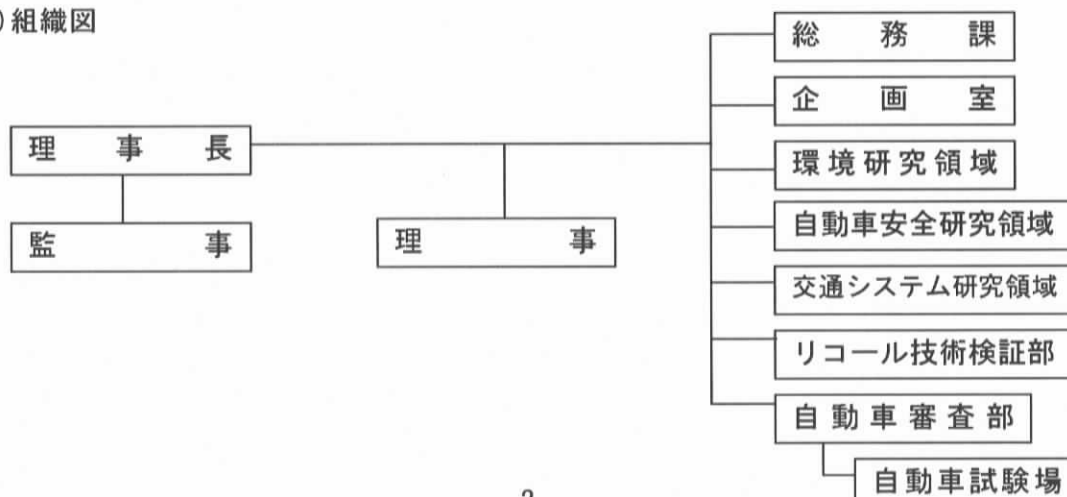
なお、上記の他、前役員は以下のとおりです。

吉田 宗一郎	(前任) 監事(非常勤)	2年	H19. 3. 31付退任
--------	-----------------	----	---------------

(5) 職員の状況

	平成18年度期末	平成18年度期首
事務職	54人	55人
研究職	44人	43人
計	98人	98人

(6) 組織図



(7) 設立の根拠となる法律

独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）

(8) 主務大臣

国土交通大臣

(9) 沿革

昭和25年4月 運輸省の総合技術研究所として運輸技術研究所を設立

昭和38年4月 運輸技術研究所改組再編成により、船舶技術研究所設立

昭和45年7月 船舶技術研究所より分離し、交通安全公害研究所設立

平成13年1月 中央省庁再編により国土交通省交通安全公害研究所に移行

平成13年4月 独立行政法人交通安全環境研究所設立

2 研究所の事業に関する事項

(1) 事業の実施状況

- I 以下のとおり、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発（以下「研究等」という。）を行った。
- i 重点研究領域における特定研究及び経常研究の実施状況
社会ニーズに沿った研究を重点的に推進するため、事故の原因究明、事故防止策の究明、被害軽減策の究明、地域環境の改善、地球環境の保全、エネルギー資源の節約及び多様化、都市交通システムの機能向上及び交通インフラの機能向上・有効利用の8分野の重点研究領域で17の研究テーマを実施した。
 - ii 外部からの競争的資金による研究の実施状況
重点研究領域における研究を推進するため、運輸分野における基礎的研究推進制度の3件、科学技術振興調整費の1件、エネルギー有効利用基盤技術先導開発の5件の研究テーマを実施した。
 - iii 共同研究の実施状況
産学官の連携を推進するため、22件の共同研究を実施した。
 - iv 行政・民間等の外部からの受託研究、受託試験の実施状況
研究所の技術・能力を活用し広く国民一般の利便に資するため、88件の受託研究、受託試験を実施した。
- II 以下のとおり、研究等に係る成果を普及させ、技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供した。
- i 研究発表会の開催
 - ii 研究所報告、研究所年報、研究所発表会講演概要集、講演会講演概要集、受託研究成果集の出版
 - iii 研究所一般公開の実施

- iv 機械学会、電気学会、自動車技術会等の関係学会での論文及び口頭発表を184件実施した。
- v 産業財産権については、8件の特許を出願し、4件の特許権取得を得た。

III 以下のとおり、道路運送車両法第63条の2第6項及び第63条の3第5項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第63条の3第1項及び第2項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行った。

i 国土交通省に協力して市場、警察、自動車メーカー等から寄せられた不具合情報4,482件を調査し、その結果を考慮しつつ国土交通省においてその中からリコールの疑いがある案件や届出があったリコール案件の改善対策の妥当性を検証する必要があるもの等として380件を抽出した。

ii iで抽出した380件について、実証実験(14件)を実施するなど、技術的、専門的な検証を行い、そのうち21件をリコール等に該当する案件と判断し、国土交通省に通知した。

＜リコール届出・改善措置に至った主な事例＞

- ・乗用車のO₂センサー不良による、触媒コンバータ損傷
- ・乗用車の前輪駆動用のドライブシャフトが破損し走行不能
- ・大型トラックのパーキングブレーキチャンバーが破損し、走行不能

iii リコールに係る技術的検証業務を踏まえ、走行駆動系構成部品の強度・耐久性に関する研究等を行うこととした。

IV 以下のとおり、道路運送車両法第75条の4第1項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行った。

i 自動車の試験(衝突試験、排出ガス・燃料消費試験、制動試験、騒音試験、寸法等基本諸元の測定等)を実施した。

ii 装置の試験(チャイルドシートの動的試験、前照灯等の灯火器試験、デジタル式運行記録計の耐久試験、警音器の音量試験等)を実施した。

iii 自動車等の保安基準適合性の審査を確実に実施するため、自動車試験場施設の維持管理、施設・設備の定期点検、第二排出ガス審査棟のシャシダイナモメータ(電気慣性式)、及び騒音試験路の更新等の施設整備、新規配属職員に対する研修、新基準等に関する審査の専門グループ毎の研修等を実施し、基準の策定・改正等への対応を図った。

(2) 借入金等の額及び借入先(過年度分を含む。)

- イ 長期借入金 該当なし
- ロ 短期借入金 該当なし

(3) 補助金等の名称及び額

一般勘定

施設整備費補助金

	18年度予算額	18年度執行額	19年度繰越額
事務庁舎耐震工事	18,000千円	17,224千円	0円
燃料・高圧ガス貯蔵設備工事	60,039千円	39,011千円	21,028千円

審査勘定

施設整備費補助金

	18年度予算額	18年度執行額	19年度繰越額
事務庁舎耐震工事	12,124千円	11,441千円	0円
自動車試験場スレッド試験機更新工事	111,143千円	111,038千円	0円
自動車試験場監視設備更新工事	70,727千円	69,090千円	0円

3 研究所の子会社及び関連会社に関する事項

該当なし

4 研究所の関連公益法人に関する事項

該当なし

5 研究所が対処すべき課題

中期計画、年度計画の着実な実施